

4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました

「児童手当法の一部を改正する法律」が、4月1日から施行されたことにより、これまでの「子ども手当」に変わり「児童手当」が支給されます。また、6月分からは所得制限が設けられます。

●支給対象は？

0歳から中学校終了までの子どもを養育している方
※子どもが児童福祉施設等に入所している場合は、施設設置者が受給者となります。

●手続きは？

平成24年3月31日現在、子ども手当の受給認定を受けている方は、原則として自動的に新しい児童手当の受給者となりますが、「現況届」の提出が必要です。対象者にはハガキを郵送しますので、忘れずに手続きしてください。

※次の方は、申請手続きが必要です。
▽4月1日以降にほかの市町村から転入された方
▽4月1日以降に、養育する子どもの人数が変わった方 など

●所得制限は？

次の表の限度額を超えた場合は、6月分から支給対象となる子ども一人につき、月額5千円の支給となります。



■問合せ

町民税務課

☎47-8015



【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※6月の現況届で所得を確認後、6月分から適用されます。

●支給額は？

所得制限が適用されない方については、昨年10月からの子ども手当の支給額と変更ありません。

【児童手当支給月額】

区分	所得制限限度額 以下の受給者	所得制限限度額を 超えた受給者(6月分)
0歳から 3歳未満	15,000円 (一律)	5,000円(一律)
3歳から 小学校終了前	10,000円 (第1子と第2子) 15,000円 (第3子以降)	
中学生	10,000円 (一律)	

※子どもの人数は、18歳に達した最初の3月31日までの間にある子どもの人数です。

●支給日は？

- ① 6月15日
平成24年2月・3月分の子ども手当と
4月・5月分の児童手当
- ② 10月15日
6月・9月分の児童手当
- ③ 平成25年2月15日
10月・平成25年1月分の児童手当

現況届の提出

受付期間 6月18日(月)～29日(金)

(ただし、土・日曜日は除く)

午前8時30分～午後5時30分

※6月28日(木)・29日(金)は午後8時まで延長します。

受付場所

町民税務課および各総合事務所生活福祉グループ

持ち物

- ・印鑑
- ・受給者の健康保険証または事業主の証明がある年金加入証明書(国民年金加入の方は不要)

所得証明書(平成24年1月1日現在、当町に住所のなかった方のみ。前住所地の役場等で発行)

※支給要件によりほかの書類を提出いただくことがあります。

